

十日町市立田沢小学校いじめ防止基本方針

十日町市立田沢小学校

当校のいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、「十日町市立田沢小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義（「法」第 2 条）

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

② いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、新潟県いじめ等の対策に関する条例第 2 条 2 項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

③ 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

④ いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

⑤ 学校の責務

いじめは、どの子どもにも起こる可能性があることを踏まえ、教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのため、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

⑥ いじめの解消

少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

・いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも 3 か月を目安とする。

- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(2) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめ防止等の取組は、組織を設置し、一致した方針、施策を示して行う。
- ② いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ③ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。
- ④ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
- ⑤ 保護者・地域住民に、学校はいじめの防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、広報と意識啓発を行う。
- ⑥ いじめの防止等に関する取組を年間計画（別葉）に位置づけ、行事等との関連を図って行う。

2 いじめの防止等のための基本的な施策

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

① 設置の目的

当校に、法第 22 条の規定に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として、「十日町市立田沢小学校いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

② 委員会の構成員

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、該当学級担任、校長が必要と認めた職員、外部関係者

③ 委員会の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があつた時は、緊急会議を開いて、当該情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聞き取りと認知、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核となる。

④ 委員会の取組

- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
- ・いじめの未然防止に関すること。
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童や保護者・地域住民の理解を深めること（学校運営方針説明会、コミュニティ・スクール等での基本方針の説明）。
- ・いじめの発生時の対応に関すること。
- ・会議は、校長が招集し、定例会を月 1 回開催し、いじめ発生時は緊急に開催する。

(2) 基本となる取組

① いじめの未然防止のための取組

- ア 教育活動全体を通して、児童の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係づくりの能力を高める。
- イ 児童が互いを尊重し合い、主体的によりよい学級をつくろうとする資質を育てる。
- ウ 道徳の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育を推進し、自己や他者、社会にとってよりよい判断ができるようにする。
- エ 自他を大切にしたい行動ができるよう人権教育、同和教育の充実を図る。
- オ 児童が自主的にいじめ防止について学び、意思決定や合意形成を図る話し合いを進める中で、主体的にいじめ防止に取り組む特別活動の充実を図る。
- カ いじめ防止について、PTAやコミュニティ・スクールを通して、家庭や地域への啓発と連携を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめやその兆候を早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・児童の気になる言動に関する情報交換（毎週）
- ・児童対象のアンケート調査（毎月）
- ・WEBQU調査（年2回）
- ・児童対象の教育相談を通じた調査（5月、11月、随時）
- ・職員、児童、保護者対象の学校評価アンケート調査（7月、12月、随時）

イ いじめ相談体制

- ・児童及び保護者からいじめに係る情報が入るよう、日頃のコミュニケーションを十分に行い、相談しやすい信頼関係の構築に努める。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができる相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
- ・スクールカウンセラーや市教育センター職員等と直接的な連携を図る。

ウ 教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- ・いじめを見逃さないポイントや情報共有の手立てに関する研修
- ・カウンセリングマインドを身に付け、児童の言葉を傾聴する研修
- ・WEBQU調査等の結果をいじめの早期発見や学級づくりに生かすための研修

③ いじめへの即時対応のための措置

ア 情報の共有

- ・いじめに係る情報を得た場合には、一人で抱え込まず、即時校長、教頭に報告する。
- ・校長は、時を置かずに委員会を招集し、対応を協議する。

イ 被害児童の保護といじめの制止

- ・委員会は、被害児童を心身の苦痛から守ることを第一に速やかな対応を行う。
- ・加害行為としてのいじめを発見した場合には、即座に止めさせる。

(3) 職員の資質の向上を図る研修

① いじめを見逃さず、適切な対応ができる力を伸ばす研修

- ア 年度当初に基本方針の共通理解を図り、一人一人の職員が組織として一致した行動ができるための研修を行う。
- イ いじめが起きたときの対応の仕方を理解し、適切に動くことのできる力を伸ばすための事例研修を行う。

② いじめをしない、見逃さない児童を育てるための研修

- ア 児童の人権意識を高めたり、道徳的心情や判断力を高めたりするための研修を行う。
- イ 児童の自己有用感を育てるための指導に関する研修を行う。
- ウ いじめが起きにくく、いじめが早期に発見されやすい集団づくりを進める研修を行う。

(4) 学校基本方針の評価、改善

① いじめ防止のための取組の評価

- ア 職員、児童、保護者にいじめ防止の取組の状況や実効性について学校評価アンケートを行う。
- イ 評価結果を分析し、不十分な取組や取組の実効性について職員で協議する。
- ウ いじめ問題が発生した場合に何が問題であったのか職員で協議する。

② より高い実効性を発揮するための見直し、改善の方策

- ア 職員の協議を基に問題点を委員会で焦点化し、改善するための手立てを示す。
- イ 基本方針の内容を全職員で見直し、必要な改善を行う。

(5) 保護者、地域との連携

① P T Aと連携した取組

- ア 4月の説明会において、学校いじめ防止基本方針の説明を行うと共に、ホームページや学校だよりを通じて、学校はいじめ防止の取組に対する理解を得る。
- イ (4)のアンケートにおいて改善すべき点や保護者の協力を得たい点をまとめ、P T A会員に開示して協力を得るようにする。

② 地域との連携した取組

- ア コミュニティ・スクールの第1回学校運営協議会で、いじめ防止に対する取組について承認を得て、地域全体で子どもを守る取組を呼びかける。学校だより等を通じて地域に学校の取組を周知するよう努める。
- イ 第2回以降の学校運営協議会において、(4)の評価や改善についての意見を求める。
- ウ 地区防犯協会や青少年健全育成会議、民生委員と連携した取組を進める。
 - ・防犯協会と連携したいじめ防止の標語づくり
 - ・青少年健全育成会議・民生委員連絡会における情報交換

③ 学校の相談窓口・担当者

- 教頭、生活指導主任、学級担任を相談窓口とする。

(6) いじめ防止等のための年間計画

別葉記載

3 いじめ発生時の措置

(1) 基本的対応

① 事実確認

いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実を確認する。

- ア 事実確認に際しては、可能な限り日時と場所、具体的な行為や言葉を集約し、どのような事実があったのかを明らかにする。
- イ 被害児童、加害児童に対して、複数の職員で個別かつ同時に事実確認を行う。児童によって異なる点があった場合には、複数回にわたって行い、いじめの事実を明確にする。

② 方針の決定

当該情報を基に、委員会としての対応策を協議して、職員の共通理解を図る。

ア いじめの実態に応じた対応策を協議し、教育委員会の指導を受けて、一貫性、実効性のある方針を立てる。

イ すぐに行うこと、中・長期的な目標をもって行うことを示し、一人一人の役割を明確にする。

③ いじめを制止する対応

ア いじめを制止し、被害児童を確実に守って保護する。また、必要に応じて別室の確保や関係機関からの支援を受ける。

イ 見守り体制を整備し、時間、場所を問わず確実に守ることができるようにする。

④ 経過観察といじめの解消判断

ア いじめに関係する児童及び保護者にかかわる情報を委員会で定期的に交換し、経過を見守るとともに、いじめの解消と再発防止を図る。

イ いじめ解消の判断は、委員会で審議し、最低次の事項を満たすことを要件とする。

・いじめの行為が3か月～1年間の見取りで止んでいること。

・いじめの認知から3か月が経過するまで、1か月ごとに本人、保護者（被害、加害ともに）の面談及び聞き取りを行い、被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

⑤ 犯罪行為として取り扱われるべき重大事案については、市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(2) 被害児童、保護者への対応

① 誠実で丁寧な対応と支援

ア 最後まで絶対に守り抜くという方針を伝え支援する。

イ つらさや悔しさを十分に受け止めるとともによい点を認め自己肯定感を高める。

ウ 心理的なケアを十分に行うよう、教育委員会に依頼して、カウンセラーや臨床心理士の協力を得られるよう努める。

② 被害児童の状態に応じた学習支援

ア 教室に入れない場合は、加害児童と離して授業を行う等学習の機会を確保する。

イ 登校できない場合には、家庭訪問を行い、保護者の理解のもと、児童の状態に応じた家庭学習に対する支援を行う等、学習の機会を最大限保証するように努める。

③ 保護者との信頼関係の構築

ア 学校の管理下でいじめが起こったことに対する謝罪を行う。

イ いじめの事実を迅速かつ正確に伝える。

ウ 本人を守り抜くという学校の姿勢を伝える。

エ 解決に向けた方針と具体策を説明し、理解と協力を得られるように努める。被害児童の保護者との合意に基づき、学校として取るべき行動を組織的、計画的に実行する。

オ 定期的に連絡を取り、取組の経過や家庭での様子についての情報交換を行う。

(3) 加害児童、保護者への対応

① いじめの態様に応じた支援

ア いじめの事実関係、背景等を確認する。

イ 不満や不安等の訴えを十分聞くとともに、事実はしっかりと認めさせる。

ウ いじめは人権侵害であり、いかなる理由があろうとも絶対に許されないことを毅然として指導する。人格否定をせず、かつ背景を理解するよう努める。

エ いじめを行った責任を自覚、反省させ、自主的な謝罪に導くよう指導する。

オ 心理的なケアを十分に行う。

② 保護者の心情理解と具体的な助言

- ア 事実だけを正確に伝える。憶測で話したり、問題と直接関係のないことに話を広げたりしない。
- イ 被害児童へ責任を転嫁したり加害児童の責任を軽減したりする発言に同調せず、被害児童と保護者の苦しみに学校とともに寄り添う姿勢で臨むよう働きかける。
- ウ 加害児童の保護者の心情（怒り、不安、自責の念等）を理解し、加害児童の立ち直りや変容を共に支え見守り育てる。
- エ 被害児童及び保護者への謝罪の意義について十分説明し、謝罪の方法や時期等について具体的な助言を行う。

(4) 関係児童、保護者への対応

① 関係児童への指導

- ア 学級や学年全体の問題として対応し、教職員が本気で取り組む姿勢を示す。
- イ 被害児童の苦しみやつらさに対して当事者意識をもって臨むことができるよう、個々の児童の見取りを確実に行う。
- ウ いじめをはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も被害児童から見ればいじめに荷担することと同じであることに気付かせる。
- エ いじめの事実を教職員や保護者、周囲の人に知らせることは、被害者を助けることになり、人間として当然の行為であることを認識させる。

② 関係の保護者への対応

- ア プライバシーに配慮しながら、確認できた事実と学校の対応を説明し、理解と協力を依頼する。
- イ SNSやメール等による影響によって、情報の内容が変化したり、心の傷を深くしたりすることがあるため、書き込み内容に留意するよう働きかける。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義（法第 28 条及び文部科学省「いじめ防止等のための基本方針」）

- ① いじめにより、在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。)
- ② いじめにより、在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(相当の期間とは、年間 30 日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合は、重大事態の可能性を想定する。)
- ③ その他 市教育委員会が重大事態と認めるとき。

(2) 重大事態発生時の対応

校長が、市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

① 学校が調査主体となった場合の対応

- ア 委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
- イ 事実関係を明確にするための調査を実施する。事実関係が明らかになるまで繰り返す行う。
- ウ 被害児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を市教育委員会に報告する。

オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

② 学校の設置者である十日町市が調査主体となった場合の対応

十日町市の調査組織に必要な資料を提出するなど、調査に協力する。

(3) その他

児童や保護者から、重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で校長は、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断することなく、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

付則

平成28年4月 1日 制定

平成31年3月 5日 改訂

平成31年4月 1日 一部改訂

令和 元年4月 19日 一部改訂

令和 4年4月 1日 一部改訂

令和 5年4月 3日 一部改訂

令和 7年4月 1日 一部改訂

別葉 いじめの防止等のための年間計画

月	教職員の取組	児童対象 ●自己有用感を高める活動 ◎いじめ見逃しゼロを意識する活動	保護者・地域住民 対象
4	○学校基本方針の検討と理解 ○児童の情報交換 ○小中一貫教育の推進（通年） ○児童の情報交換（毎週） ○いじめ対策委員会の開催（随時） ○グランドデザイン、学校評価計画、学級・学年部活動等の経営案の作成	◎人権教育の充実（通年） ◎学級等組織とルールづくり ◎生活アンケート（毎月） ●小中一貫教育の充実、異学年交流、あいさつ運動（通年） ●異学年交流を活用した教育活動（通年）	○いじめ見逃しゼロ県民運動、あいさつ運動（通年） ○入学式 ○いじめ防止対策の説明と広報（学校運営方針説明会等） ○学校と連携した小中一貫教育の推進（通年） ○PTA活動の充実（通年） ○CS学校運営協議会① ○PTCA作業
5	○児童の情報交換	●運動会の準備活動 ●運動会	○学習参観
6	○児童の情報交換	◎いじめ見逃しゼロ強調月間 ◎教育相談①	○運動会協力 ○中里地区防犯協会と連携した標語作成 ○保護者アンケート①
7	○学校評価（前期） ○児童の情報交換	●修学旅行 ◎1学期のふりかえり	○個別懇談①
8	○学校評価（前期） ○児童の情報交換	●家庭・地域での活動	○家庭・地域での健全育成 ○CS学校運営協議会②
9	○児童の情報交換	●JRCTレセン ●親善陸上大会	
10	○児童の情報交換	●遠足 ●郡市小音楽交歓会 ●150周年記念式典	○学習参観
11	○児童の情報交換	◎教育相談② ◎いじめ見逃しゼロ強調月間 ◎いじめ見逃しゼロスクール集会の実施 ◎中学校のいじめ見逃しゼロスクール集会への参加（5・6年生）	○PTCA作業 ○保護者アンケート②
12	○学校評価（後期） ○生徒指導研修 ○児童の情報交換	◎人権週間における取組 ◎2学期のふりかえり	○人権週間 ○個別懇談②
1	○学校評価（後期） ○児童の情報交換	●なかさと交流 ●親善スキー大会	○スキー大会への支援・協力
2	○教育課程編成 ○児童の情報交換 ○年度末評価	●新一年生体験入学 ●卒業・進級に向けた取組	○入学説明会（体験入学） ○CS学校運営協議会③ ○学習参観
3	○教育課程編成 ○児童の情報交換 ○学校基本方針の見直し	◎年度のふりかえり ●卒業式	○卒業式